

1 8 豊見城市立長嶺小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日 策定

平成31年2月19日 改定

1 本校の基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」において「いじめ」とは、**児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。**

(2) いじめを防止するための基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

(3) 学校いじめ防止基本方針の目的

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに計画的組織的に取り組む。
- ② 学級・学年等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、児童一人一人の自己有用感・自己存在感の涵養に努める。
- ③ 保護者との信頼関係作り、地域や関係機関との連携と協力に努め、社会全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。
- ④ 子ども自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築き、いじめを許さない社会の実現に努める子どもの育成を目指す。
- ⑤ いじめが認められたら、担任任せにすることなく組織的に対応し、保護者・関係機関とも連携しながらいじめられている児童の立場に立って行動し、早期解決を図る。

2 本校の現状と課題

本校は各学年3クラスの比較的中規模校である。平成24年から学力向上を学校の重点事項に位置づけ、校内研による授業改善や学力向上推進の取り組みなどを行ってきた。その結果、各種調査(全国学力調査や県到達度テスト等)では県平均を上回る結果を残している。また授業や補習においては、保護者はじめ、ボランティア方々が多く関わるなど、本校教育に対する保護者・地域の支援はたいへん大きいものがある。このように、家庭・地域・学校が連携した教育活動の充実を図り、児童にとって比較的落ち着いた環境となってきた。現在いじめ防止基本方針にのっとり、職員の児童観察を強化し、学校の年間活動計画に基づいた、「いじめに関する授業」、教育相談習慣充実、スクールカウンセラーによる面接、アンケートの実施、いじめ防止委員会の開催など、積極的にいじめの早期発見、未然防止、解消への取り組みを行っている。

いじめはどの学級でもいつでも起こりうるということが言われているが、不登校や教育相談に関わるこのような課題が、いじめ等との関連がないかも念頭に置きながら、その課題解決に向けて、いじめ防止粘り強い取り組みを行っていききたい。

3 いじめ防止等の指導體制と組織的な対応

(1) 日常的な指導體制

① 校内指導體制及び関係機関との連携

ア 教育相談担当、生徒指導主任、人権教育担当、特活担当等それぞれの役割を明確にし、それぞれの立場でいじめ防止に向けての取り組みの充実並びに連携を図る。

イ 関係機関の機能と役割を理解し、スムーズな連携が図れるよう連絡先を一覧にする。

② いじめ防止委員会を毎月一回開催し、各学年の状況報告をしてもらい、必要に応じて関係機関

と連携して対処する。またその情報は、職員会議等で生徒指導主任が報告し、学校全体で共有するようにする。

(2) 未然防止

- ① **思いやりの心**を育てる道德教育の充実
- ② 人権に配慮した学級運営と人権擁護委員や弁護士会による**人権教室**の実施
- ③ 支持的風土のある学級づくり
- ④ 保護者との信頼関係づくり
- ⑤ QUを活用した人間関係形成能力を高める学級づくり
- ⑥ ネットを介したトラブル防止に向けての取り組み(**情報モラルの授業や講演会**)
- ⑦ いじめに対する研修会の実施(**校内研**)
- ⑧ 生徒指導部会の充実並びに職員間の情報の共有
- ⑨ 登校支援員並びにスクールカウンセラーの活用
- ⑩ 沖縄県いじめ対策マニュアル～改訂版～の活用

(3) 早期発見

- ① アンテナを広げ、児童の変容を見逃さない。
 - ア 児童観察、定期的なアンケートの実施と確認
 - イ 年2回の教育相談週間の充実
 - ウ スクールカウンセラーと連携した教育相談活動の充実
 - エ 幼小中間の連携強化
 - オ 地域との情報交換
- ② いじめの兆候に敏感になる。
 - ア ・登校渋り・連続の欠席・明確な理由のない欠席・一人になることが多い
 - イ ・からかいの対象になる場面が多い・靴や物がなくなる等々

(4) 早期対応

いじめの兆候が見られたら、本人や周りから聞き取りをするなどすぐ対処し、いじめに発展しないよう指導し、小さい芽のうちに摘み取る。

(5) ネット上でのいじめの対応

情報モラル教育を通して、メールの送受信の際のマナー指導を徹底する。

4 いじめに対する措置

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

発見通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに速やかに組織的に対応する。児童や保護者からの相談や訴えに対しては真摯に傾聴し、事実の聞き取りなどにあたる。いじめが確認された場合には、保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、加害児童の指導にあたる。

(2) いじめられた児童またはその保護者への支援

いじめられた児童や保護者に対しては、徹底して守り通すことや秘密を守ることなどを伝えた上で、不安を除去するとともに安全を確保する。また、児童にとって信頼できる人と連携し、いじめられた児童に寄り添う支える体制を作る。いじめが解決したと思われる場合でも継続して注意を払い、必要な支援を行う。

(3) いじめた児童への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合には、必要に応じて関係機関の協力も得て、いじめ防止の措置をとる。事実聴取後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう協力を求め助言を行う。いじめは人格を傷つけ、生命・身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめの背景にも目をむけながら対応を進める。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。傍観するのではなく、誰かに知らせる勇気をもつことを伝えると同時に、はやし立てるなどして同調していた児童に対しても、それらの行為をいじめに加担する行為であることを理解させる。また全ての児童が集団の一員として、互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが大切である。

(5) 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、速やかに教育委員会に報告する。

(6) 指導計画

	期日(期間)	取り組み内容
1	4月始めの職員会議	長嶺小学校いじめ防止基本方針の周知を図る。
2	6月頃	第1回教育相談週間 ※教育相談アンケート実施
3	5月～11月の間	人権教室の開催
4	夏休みの校内研	いじめ防止に関わる校内研修の実施
5	5月、9月、12月実施	「安心アンケート」の実施 (年に3回実施)
6	1月頃	第2回教育相談週間 ※教育相談アンケート実施
7	毎月第1月曜日の午後	校内委員会・生徒指導部会(いじめ防止委員会)

4 組織の設置及び組織的な取り組み

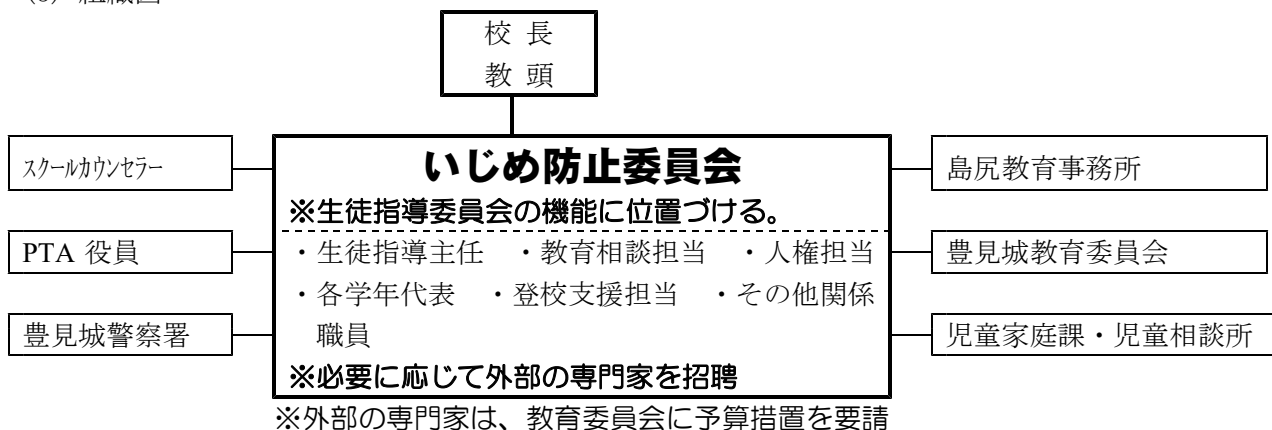
(1) 名称 「いじめ防止委員会」

いじめ防止委員会委員長を教頭とする。 構成員は下記の通りとし、児童がいじめを受けている事案が発生し、会開催が必要と思われたとき、校長が会を招集する。

(2) 構成員 校長、教頭、教務、生徒指導主任、教育相談担当、人権担当、各学年代表 **必要に応じて次の外部の専門家を招聘する。**

(民政委員、人権擁護委員、PTA役員、地域有識者
警察、弁護士、保護司、カウンセラー、その他関係機関)

(3) 組織図



(4) 組織の役割

- ① 早期発見のために取り組みを積極的に実施する。
- ② 児童の変化やいじめの兆候をいち早く察知するために学級学年間の情報を収集・共有し、**いじめの認定**を行うと共に、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
- ③ いじめ事案発生に対して、組織的な対応を中心となって行う。
- ④ 児童や家庭に向けて、いじめ防止の啓発活動を実施する。
- ⑤ 教職員に対していじめ防止に関する研修を行う。

5 いじめ発生時の対応の流れ

(本人・保護者・他の児童からの訴え)

いじめ発生

- ・アンケートによる発見
- ・「サイン」の発見

(担任・関係職員)

☆一次対応

①情報の収集と事実関係の把握

- ・児童、教職員等から聞き取りをするなど情報を集め、**事実関係を把握し整理**する。
- ・事実関係に整合性や客観性があるか、関係児童や関係職員に確認を行う。

②加害児童への指導

事実を元に加害児童に確認し、複数で指導を行う。場合によっては、被害児童・保護者を交えた指導を行う。

③児童への指導と支援(心のケア)

- ・いじめられている児童・いじめを伝えた児童の安全確保と支援

★二次対応

①被害児童の見守りと声かけ(観察・指導)

②いじめは絶対いけない、許さないという担任の強い意志を伝える。

③共感的人間関係作りや自己存在感を実感できる人間関係作りの推進(道徳・特活)

報告
と
指導

校長・教頭

- 校長・教頭はその対処についての指導を行い、今後の方針を示す。
- 校長は必要に応じて、「いじめ防止委員会」を招集する。
- 重大事態の疑いがあれば、速やかに委員会に報告する。

報告

委員会

招集

いじめ防止委員会

☆いじめ防止委員会の主な内容

- ・いじめ問題の概要確認
- ・いじめや重大事態疑いの認定
- ・対応等への指導助言やアドバイス
- ・指導体制の確認
- ・関係機関との連携
- ・専門家からの指導助言

連携

保護者と連携

☆一次対応

- 迅速にいじめに関する事実関係を伝えるとともに、今後の指導方針・対応を伝え理解を得る。
- 指導の経過、または指導後の様子について保護者に伝える。
- 両方の保護者を交えた話し合いも検討する。

★二次対応

- 今後の指導方針や方法の伝達
- 保護者の要望の聴取と今後の連携の確認
- 家庭教育力の向上に向けての資料の提供

連携

関係機関(警察署・児相・民政委員、カウンセラー等々)

※留意点 加害・被害児童の指導や聞き取り、また保護者対応に当たっては、学年主任や校長・教頭の助言を仰ぐ。

6 重大事態への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、**重大事態**ととらえ次の対応を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を豊見城市教育委員会に速やかに報告する。必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- (2) 当該事案に対処する調査の主体を委員会が設置するか、学校内の組織(いじめ防止委員会)を活用して行うかなどの調査方法について、委員会の指示・指導を仰ぐ。
- (3) 重大事態調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、当該事態の事実関

係の精査と今後の解決方法について協議を行い、それに基づき速やかに対処する。

- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、明らかになった事実関係その他の必要に情報を適切に提供する。これらの情報の提供に当たっては、地の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しも適切に提供する。

7 重大事態対応フロー図 (学校用)

□いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録・共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

□重大事態の発生

- 設置者に重大事態の発生を報告
 - ア「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合など)
 - イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」
- 地方公共団体の長等に報告(公立：学校から設置者を經由して)

□学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

■学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り羅列的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対しても情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係に基づいて、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。)

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校の設置者に報告(※設置者から地方公共団体の長等に報告)7

※いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

■学校の設置者が調査主体の場合

●設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力